

○検察官の初任給及び昇給に関する準則

〔平成18年3月15日  
法務省人検訓第570号法務大臣訓令〕

改正一平成19年11月12日法務省人検訓第2961号

検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）第3条の規定に基づき、検察官の初任給及び昇給に関する準則（昭和34年法務省人甲第16号）の全部を改正するこの準則を次のように定める。

（検事の初任給）

- 第1条 検察庁法（昭和22年法律第61号。以下「法」という。）第18条第1項第1号の規定により司法修習生の修習を終えた後1年以内に新たに検事に任命された者の俸給の号は、18号とする。
- 2 法第18条第3項の規定により新たに検事に任命された者の俸給の号は、その者が副検事として受けていた俸給月額に相当する検事の俸給月額の直近上位の額の号とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、新たに検事に任命された者の俸給の号は、その者の検事任命資格取得後の経歴及び他の検事との均衡を考慮して決定するものとする。

（副検事の初任給）

- 第2条 法第18条第2項第2号の規定により新たに副検事に任命された者の俸給の号又は俸給月額は、その者の副検事任命前の給与月額の直近上位の額の号又は俸給月額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、新たに副検事に任命された者の俸給の号又は俸給月額は、その者の経歴及び他の副検事との均衡を考慮して決定するものとする。

第3条

第4条

第5条

第6条

(昇給の時期)

第7条 第3条から前条までの規定による昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。ただし、検事1号又は2号への昇給については、この限りでない。

附 則

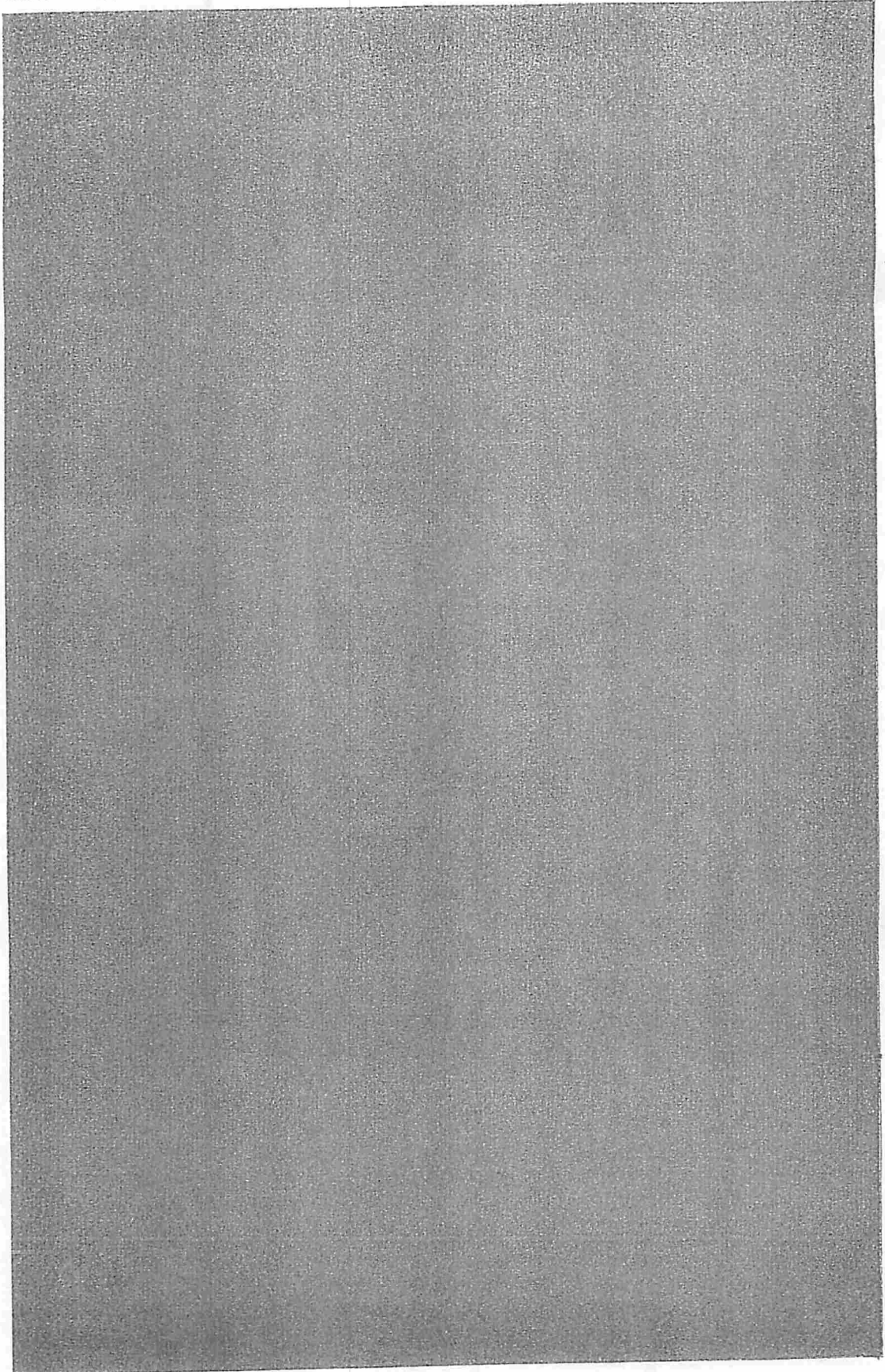
(施行期日)

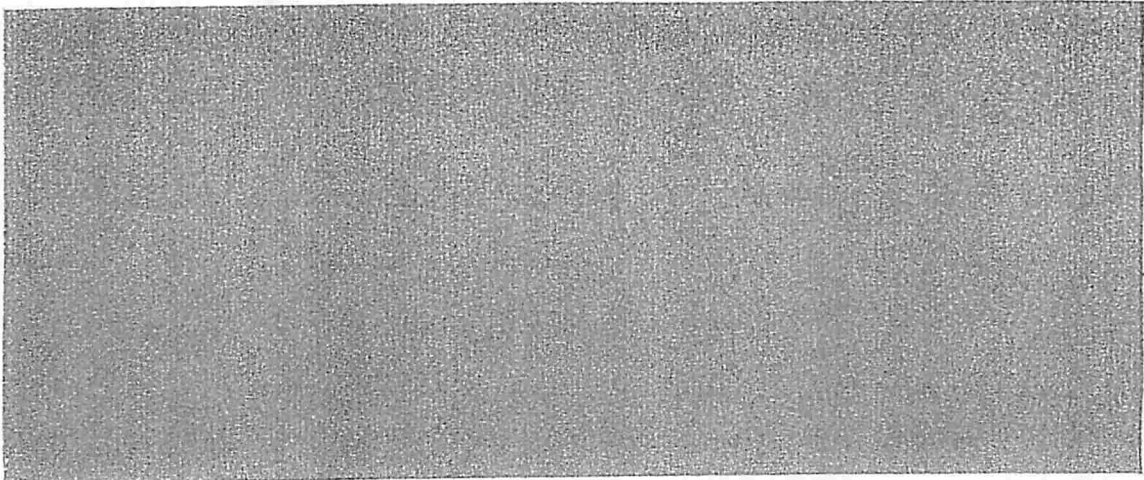
1 この準則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定の適用については、この準則の施行の日の前日における検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第118号）による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定による副検事2号から16号までを受けていた期間は、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定により切り替えられる俸給の号を受ける期間に通算する。

別表第1 (第3条関係)





別表第2（第3条関係）



附 則（平成19年11月12日法務省人検訓第2961号）

（施行期日）

- 1 この準則は、平成19年12月1日から施行する。

（旧司法試験合格者の初任給）

- 2 旧司法試験（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験をいう。）に合格し、司法修習生の修習を終えた後1年以内に新たに検事に任命された者の第1条第1項の規定の適用については、同項中「18号」とあるのは、「20号」とする。